

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年10月28日

【ファンド名】 HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド
(HSBC Alternative Strategy Fund)

【発行者名】 HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド
(HSBC Management (Guernsey) Limited)

【代表者の役職氏名】 ビジネス・マネジメント・ヘッド ケイト・チャールズ
(Kate Charles)

【本店の所在の場所】 チャネル諸島、GY1 3NF、ガーンジー、セント・ピーター・
ポート、セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・
ハウス
(Arnold House, St. Julian's Avenue, St. Peter Port,
Guernsey GY1 3NF, Channel Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽
弁護士 十枝美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽
弁護士 十枝美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【提出理由】

HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンド(以下「ファンド」といいます。)に関して、以下のとおり主要な関係法人の異動および投資制限の変更がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項ならびに同条第2項第2号および同項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 主要な関係法人の異動

ファンドの名義書換事務代行会社であったHSBCセキュリティーズ・サービスズ(ガーンジー)リミテッド(HSBC Securities Services (Guernsey) Ltd.)が退任し、HSBCセキュリティーズ・サービスズ(アイルランド)リミテッド(HSBC Securities Services (Ireland) Limited)が新たにファンドの名義書換事務代行会社として任命されました。

当該関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

名称

HSBCセキュリティーズ・サービスズ(アイルランド)リミテッド
(HSBC Securities Services (Ireland) Limited)

資本金の額

平成25年8月末日現在、1,000,005アメリカ合衆国ドル(約9,836万円)

(注) アメリカ合衆国ドルの円貨換算は、便宜上、平成25年8月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1アメリカ合衆国ドル=98.36円)によります。

関係業務の概要

ファンドの各サブ・ファンド(以下それぞれを「ファンド」といいます。)の受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を行います。

(2) 投資制限の変更

各サブ・ファンドの投資制限が以下のとおり変更されました。

(注) 変更箇所には下線を付しています。

HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド

借入制限

ファンドは、以下の場合、その純資産総額の合計25%までの借入れを行うことができる。

- () (a) 投資先ファンドの売買取引時の決済日不一致のため生じる現金不足をカバーするために1か月間を上限とする期間、および(b) 受益者による買戻資金調達のために3か月間を上限とする期間の借入れを行う場合(いずれの場合も、ファンドに関連する通貨ヘッジのキャッシュ・フローを含む。)。
- () 投資目的上、投資先ファンドへの追加投資を行うため、ファンドの純資産総額の10%を上限として借入れを行う場合。

HSBCクレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド

投資制限

(前略)

- () 各評価時点において、ファンドの純資産総額の最低15%は、四半期毎またはそれ以上の頻度で取引される投資先ファンドにより保有される。ファンドは、ファンドの純資産総額の30%を超えて、受益証券または投資証券が証券取引所に上場されておらず、公開の規制ある市場において取引されていないクローズド・エンド型投資先ファンドに投資してはならない。

(後略)

借入制限

ファンドは、以下の場合、その純資産総額の合計25%を上限として借入れを行うことができる。

- () 投資先ファンドの売買取引時の決済日不一致のため生じる現金不足をカバーするために、または受益者による買戻資金調達のために(いずれの場合も、ファンドに関連する通貨ヘッジのキャッシュ・フローを含む。) 6か月間を上限とする期間の借入れを行う場合。
- () 投資目的上、投資先ファンドへの追加投資を行うため、ファンドの純資産総額の10%を上限として借入れを行う場合。

(3) 変更および異動の年月日

関係法人の異動の年月日：平成25年5月31日

投資制限の変更の年月日：平成25年5月22日